

第68号議案 長崎市ふれあいセンター条例及び長崎市公民館条例の一部を改正する条例

目 次	ページ
1 条例改正案の概要	2～3
2 施設の概要	4～9
3 管理運営の方針	10
4 今後のスケジュール	11
5 条例新旧対照表	12～14

北総合事務所
教育委員会
令和8年6月

1 条例改正案の概要

(1) 地区公民館のふれあいセンター化の経緯

生涯学習施設である地区公民館を市民がより使いやすく、集いやすい拠点施設とし、地域コミュニティの活性化を図るため、平成28年度からふれあいセンターへの移行を進めており、令和8年4月1日現在、地区公民館22施設のうち次の15施設がふれあいセンターへ移行している。

○ 地区公民館から移行したふれあいセンター（15施設）

番号	所管	名 称	設置年月日
1	中央	式見地区ふれあいセンター	平成29年 4月 1日
2	南	土井首地区ふれあいセンター	平成29年10月 1日
3	中央	木鉢地区ふれあいセンター	
4	南	晴海台地区ふれあいセンター	
5	中央	小ヶ倉地区ふれあいセンター	平成30年 4月 1日
6	南	深堀地区ふれあいセンター	
7	中央	手熊地区ふれあいセンター	平成31年 4月 1日
8	南	蚊焼地区ふれあいセンター	令和 2年 4月 1日

番号	所管	名 称	設置年月日
9	中央	茂木地区ふれあいセンター	令和 3年 4月 1日
10	東	日見地区ふれあいセンター	
11	南	野母崎樺島地区ふれあいセンター	
12	北	出津地区ふれあいセンター	
13	中央	大浦地区ふれあいセンター	令和 5年 4月 1日
14	南	脇岬地区ふれあいセンター	
15	中央	福田地区ふれあいセンター	令和 7年 4月 1日

○ 移行していない地区公民館（7施設）

戸石、高浜、野母、川原、為石、三重、黒崎

(2) 改正の目的

市民が使いやすく、集いやすい地域コミュニティの拠点施設として長崎市黒崎地区ふれあいセンターを設置するもの。

(3) 改正の内容

ア 長崎市ふれあいセンター条例の一部改正

第2条の表に次のように加える。

長崎市黒崎地区ふれあいセンター	長崎市下黒崎町5,157番地1
-----------------	-----------------

イ 長崎市公民館条例の一部改正

ふれあいセンター移行に伴う公民館の廃止

第2条の表長崎市黒崎地区公民館の項を削る。

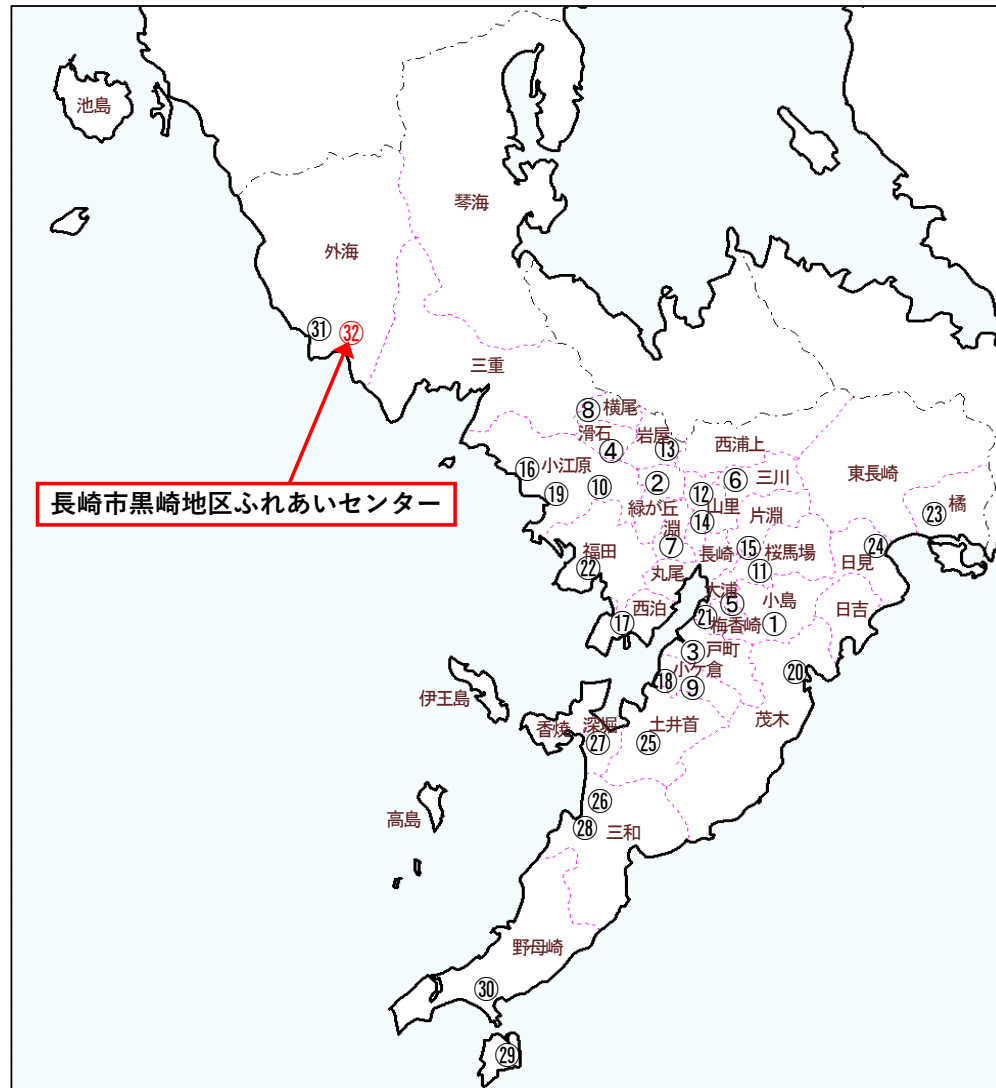
別表第1中第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を第12項とし、第14項を第13項とする。

(4) 施行日 令和9年4月1日とする。

2 施設の概要

(1) 全体位置図

※点線は中学校区を示す

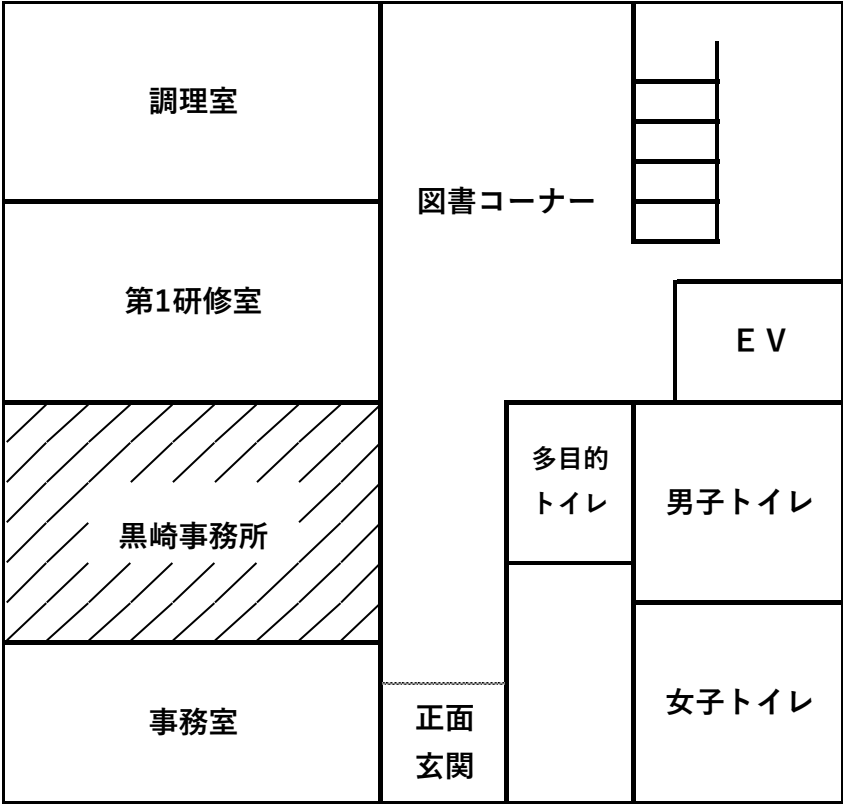


- ① 小島地区ふれあいセンター
- ② 緑が丘地区ふれあいセンター
- ③ 戸町地区ふれあいセンター
- ④ 滑石地区ふれあいセンター
- ⑤ 仁田佐古地区ふれあいセンター
- ⑥ 三川地区ふれあいセンター
- ⑦ 淵地区ふれあいセンター
- ⑧ 横尾地区ふれあいセンター
- ⑨ ダイヤランドふれあいセンター
- ⑩ 小江原地区ふれあいセンター
- ⑪ 桜馬場地区ふれあいセンター
- ⑫ 山里地区ふれあいセンター
- ⑬ 西北・岩屋ふれあいセンター
- ⑭ 浦上駅前ふれあいセンター
- ⑮ 上長崎地区ふれあいセンター
- ⑯ 式見地区ふれあいセンター
- ⑰ 木鉢地区ふれあいセンター
- ⑱ 小ヶ倉地区ふれあいセンター
- ⑲ 手熊地区ふれあいセンター
- ⑳ 茂木地区ふれあいセンター
- ㉑ 大浦地区ふれあいセンター
- ㉒ 福田地区ふれあいセンター
- ㉓ 橘地区ふれあいセンター
- ㉔ 日見地区ふれあいセンター
- ㉕ 土井首地区ふれあいセンター
- ㉖ 晴海台地区ふれあいセンター
- ㉗ 深堀地区ふれあいセンター
- ㉘ 蚊焼地区ふれあいセンター
- ㉙ 野母崎樺島地区ふれあいセンター
- ㉚ 脇岬地区ふれあいセンター
- ㉛ 出津地区ふれあいセンター
- ㉜ 黒崎地区ふれあいセンター

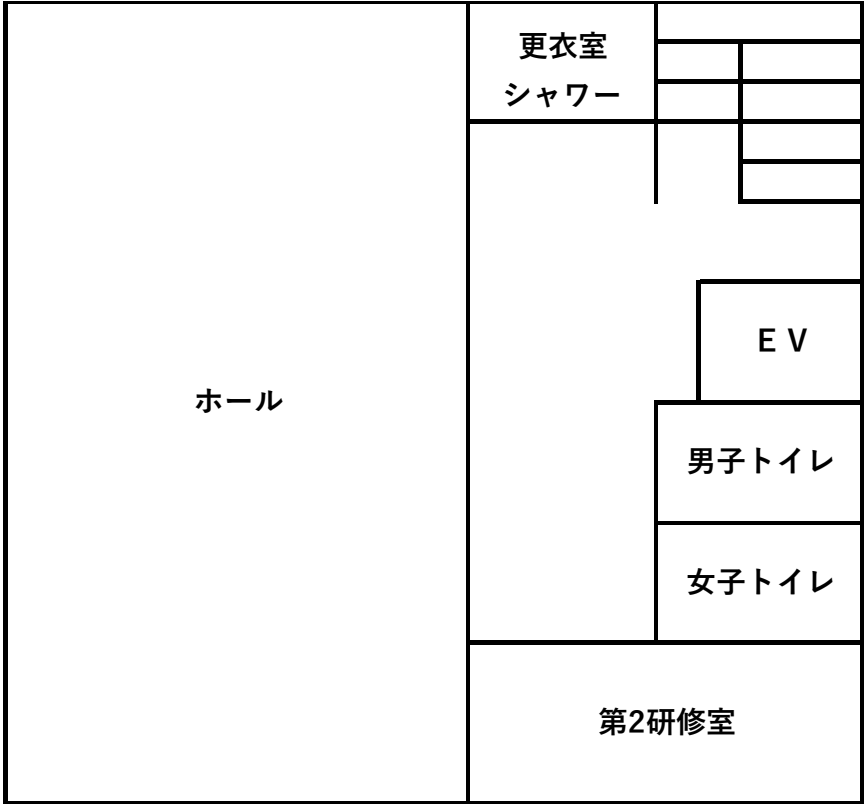
(2) 拡大図



(3) 平面図（配置図）



1階



2階

(4) 施設写真

外観



第 2 研修室



ホール



第 1 研修室



調理室



図書コーナー



- (5) 名 称 長崎市黒崎地区ふれあいセンター
- (6) 所 在 地 長崎市下黒崎町5,157番地1
- (7) 設置年月日 令和9年4月1日（予定） ※建築年月日：平成27年4月1日
- (8) 設置目的 市民の教養の向上、文化の振興及び社会福祉の増進を図り、地域住民の連帯意識の高揚に資するため。
- (9) 主な施設内容

構 造		鉄筋コンクリート造 2階建
延床面積		522.88㎡（外海地域センター黒崎事務所を除く）
施設 内容	1階	第1研修室、調理室、図書コーナー、事務室
	2階	ホール、第2研修室

- (10) 開 所 時 間 午前9時から午後5時までの時間帯を基本とする1日8時間以上
- (11) 休 所 日
- ア 毎週日曜日又は毎週月曜日のいずれか。（ただし、市長が特別の理由があると認める期間については、休所日を設けないことができる。）
- イ 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの期間内。

(12) 利用料金（基準額）

室名	面積	利用料金（１時間につき）	
		ふれあいセンター	（参考：公民館）
第1研修室	27.0m ²	310円	390円
第2研修室（和室）	34.2m ²	310円	450円
調理室	30.4m ²	500円	450円
ホール	175.2m ²	1,640円	1,190円

(13) 利用者の推移（黒崎地区公民館実績）（単位：人）

年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
利用人数	※1,569	2,436	2,689	3,137	3,403

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、次の期間を臨時休館

令和３年度：87日間（4/28～6/7、8/27～9/12、1/23～2/20）

(14) 収支状況（黒崎地区公民館実績）（単位：円）

区 分	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
収 入	85,052	109,791	111,082	202,356	273,672
支 出	4,704,271	5,028,379	5,729,718	6,919,877	7,601,593

3 管理運営の方針

- (1) 運営方法 指定管理者制度による運営
- (2) 指定期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）
- (3) 選定方法 非公募
 (理由)ふれあいセンターは地域コミュニティの拠点施設であることから、当該地域の住民若しくは住民代表で構成される団体を、非公募により選定し管理させることが適当であるため。
- (4) 利用料金制 適用

4 今後のスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和 8 年 6 月	6 月議会	条例改正 ・ 条例改正議案審議
令和 8 年11月	11月議会	・ 特定団体に仕様書等を提示 ・ 特定団体から指定に必要な書類を受領 ・ 特定団体の決定 指定管理者の指定 ・ 指定議案審議 債務負担行為の設定 ・ 補正予算議案審議
令和 9 年 2 月	2 月議会	当初予算議案 ・ 当初予算議案（指定管理委託料）審議

5 条例新旧対照表

(1) 長崎市ふれあいセンター条例

改正後（案）	現 行																		
昭和62年10月15日 条例第22号 （設置） 第 1 条 〔略〕 （名称及び位置） 第 2 条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td><td>長崎市愛宕町3丁目10番2号</td></tr> <tr> <td>〔中略〕</td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>長崎市福田地区ふれあいセンター</td><td>長崎市福田本町10番地</td></tr> <tr> <td>長崎市黒崎地区ふれあいセンター</td><td>長崎市下黒崎町5,157番地1</td></tr> </table> 第 3 条から第16条及び附則 〔略〕 附 則 <u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕町3丁目10番2号	〔中略〕	〔中略〕	長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町10番地	長崎市黒崎地区ふれあいセンター	長崎市下黒崎町5,157番地1	昭和62年10月15日 条例第22号 （設置） 第 1 条 〔略〕 （名称及び位置） 第 2 条 ふれあいセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>長崎市小島地区ふれあいセンター</td><td>長崎市愛宕町3丁目10番2号</td></tr> <tr> <td>〔中略〕</td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>長崎市福田地区ふれあいセンター</td><td>長崎市福田本町10番地</td></tr> </table> 第 3 条から第16条及び附則 〔略〕	名称	位置	長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕町3丁目10番2号	〔中略〕	〔中略〕	長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町10番地
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕町3丁目10番2号																		
〔中略〕	〔中略〕																		
長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町10番地																		
長崎市黒崎地区ふれあいセンター	長崎市下黒崎町5,157番地1																		
名称	位置																		
長崎市小島地区ふれあいセンター	長崎市愛宕町3丁目10番2号																		
〔中略〕	〔中略〕																		
長崎市福田地区ふれあいセンター	長崎市福田本町10番地																		

(2) 長崎市公民館条例

改正後（案）	現 行																																
昭和26年2月6日 条例第19号 （趣旨） 第1条〔略〕 （名称及び位置） 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td><td>長崎市矢上町19番1号</td></tr> <tr> <td>〔中略〕</td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>長崎市外海公民館</td><td>長崎市神浦江川町2番地</td></tr> <tr> <td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr> <tr> <td>長崎市三和公民館</td><td>長崎市布巻町88番地1</td></tr> <tr> <td>〔中略〕</td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td><td>長崎市為石町2,020番地2</td></tr> </tbody> </table> 第3条から第24条及び附則〔略〕	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中略〕	〔中略〕	長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地	（削除）	（削除）	長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1	〔中略〕	〔中略〕	長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2	昭和26年2月6日 条例第19号 （趣旨） 第1条〔略〕 （名称及び位置） 第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎市東公民館</td><td>長崎市矢上町19番1号</td></tr> <tr> <td>〔中略〕</td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>長崎市外海公民館</td><td>長崎市神浦江川町2番地</td></tr> <tr> <td>長崎市黒崎地区公民館</td><td>長崎市下黒崎町5,157番地1</td></tr> <tr> <td>長崎市三和公民館</td><td>長崎市布巻町88番地1</td></tr> <tr> <td>〔中略〕</td><td>〔中略〕</td></tr> <tr> <td>長崎市為石地区公民館</td><td>長崎市為石町2,020番地2</td></tr> </tbody> </table> 第3条から第24条及び附則〔略〕	名称	位置	長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号	〔中略〕	〔中略〕	長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地	長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1	長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1	〔中略〕	〔中略〕	長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2
名称	位置																																
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																																
〔中略〕	〔中略〕																																
長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地																																
（削除）	（削除）																																
長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1																																
〔中略〕	〔中略〕																																
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																																
名称	位置																																
長崎市東公民館	長崎市矢上町19番1号																																
〔中略〕	〔中略〕																																
長崎市外海公民館	長崎市神浦江川町2番地																																
長崎市黒崎地区公民館	長崎市下黒崎町5,157番地1																																
長崎市三和公民館	長崎市布巻町88番地1																																
〔中略〕	〔中略〕																																
長崎市為石地区公民館	長崎市為石町2,020番地2																																

